

障害者の地域生活支援機能の強化について (国における地域生活支援拠点等の整備事業) 検討状況

令和3年11月11日の福祉保健常任委員会において、本件について報告したが、その後、専門家会議を始め障害者団体や当事者、事業者等から意見等を伺いながら検討を進め、今般検討状況としてとりまとめたため、次のとおり報告する。

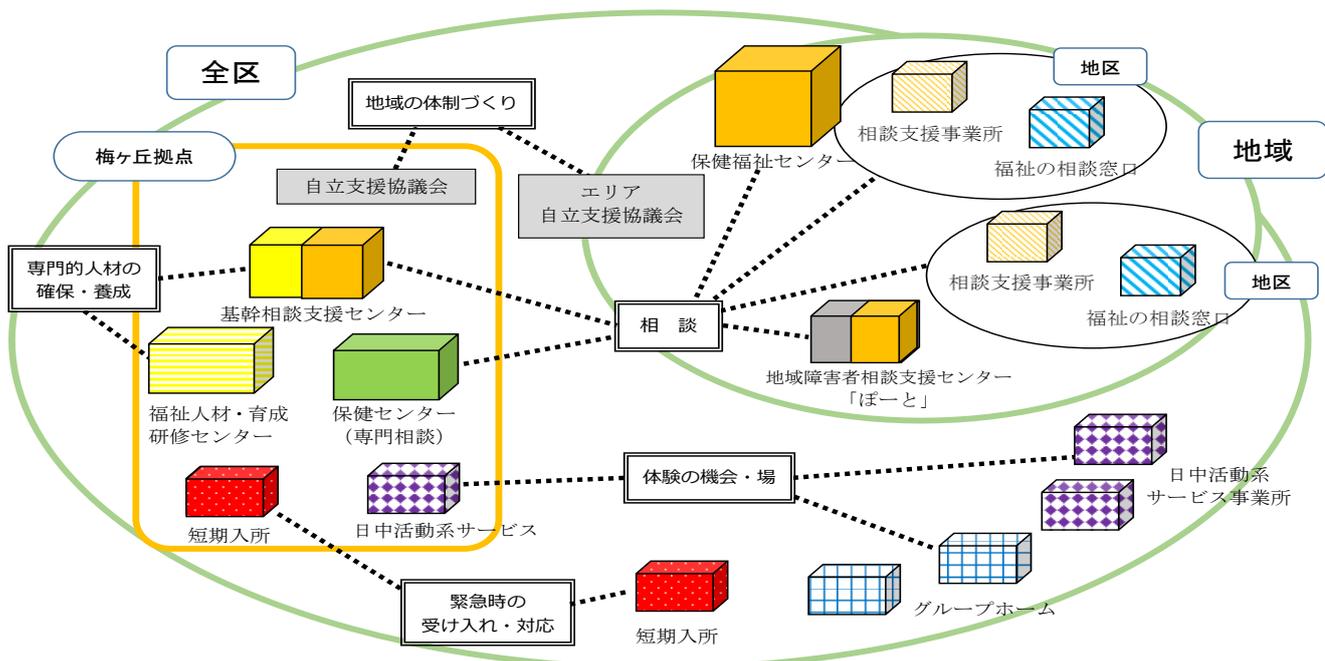
1 主旨

- ・障害者の高齢化・重度化、親なき後の生活の安心を見据え、障害者や障害児の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者や障害児が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための地域生活支援機能の強化が必要となっている。
- ・障害当事者や家族、障害者団体等の意見等からも、緊急時の相談支援や受入対応等の体制を構築することが求められており、事業所等の負担軽減も必要となっていることから、世田谷区の地域特性にあった支援機能の強化を目指していく。

2 支援機能の考え方

- ・支援機能の仕組みの構築にあたっては、基幹相談支援センターや地域障害者相談支援センターぽーと（以下「ぽーと」という。）、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、区等がネットワークを図り、重層的な支援体制を形成する面的な整備を行うことにより、「区内1カ所」の整備を目指すこととする。
- ・機能の確保にあたっては、地域単位での確保を基本としながら、障害の種別や専門性等に応じて、全区的にカバーする場合も含めて検討する。

世田谷区における障害者の地域生活支援機能（面的整備イメージ）



3 優先して確保すべき機能(令和4年度 of 取組み)

- ・喫緊の課題である「相談対応、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり」の3機能について、今後定める重点地域において試行しながら、優先して整備を行っていく。

(1) 相談対応

- ・相談機能については、相談支援機関が、緊急対応が必要な場合を含めて対応できるよう、関係機関や事業所等につなげる体制を構築するとともに、緊急受入施設や相談先とのコーディネートを行う「(仮称) 緊急時対応センター (以下「センター」という。)」を設置する。

(2) 緊急時の受入対応

- ・家族等からの依頼に応じ、必要時の随時受入を可能とする短期入所施設の空床や支援者を確保するため、緊急短期入所施設と連携を図りながら、施設への移動が困難な障害者に対する介護タクシーの手配や、施設の事情により受け入れが困難な障害者への在宅(自宅)で介護等のケアを行う「(仮称) 専門サポーター」の派遣の仕組みを構築する。

(3) 地域の体制づくり

- ・地域のぽーと会議の取り組みなどを参考に、福祉団体の関係者や地域住民を含めた参加者の拡充や機能を担う事業所による新たな連絡会等の設置について検討していく。

4 重点地域の選定

- ・拠点の各機能の確保にあたっては、地域単位を基本とすることから、各地域において機能の整備を進めていくが、高度で専門性が高い相談への対応や短期入所施設の手配など地域を超えて対応することが必要となる場合も想定される。
- ・緊急時に円滑に対応するため、仕組みづくりの検討にあたっては、重点的に取り組む地域(以下「重点地域」という。)を今後選定し、令和4年度より重点地域を中心に試行錯誤を重ね、そこで培ったノウハウを他地域に広げ、令和5年度以降早期に、区内全域での展開を目指していく。
- ・具体的には、令和4年8月頃より周知・利用者の事前登録の受付を開始し、10月頃よりセンターでの緊急対応の試行を行う予定である。

5 令和4年度予算案 合計 10,366千円

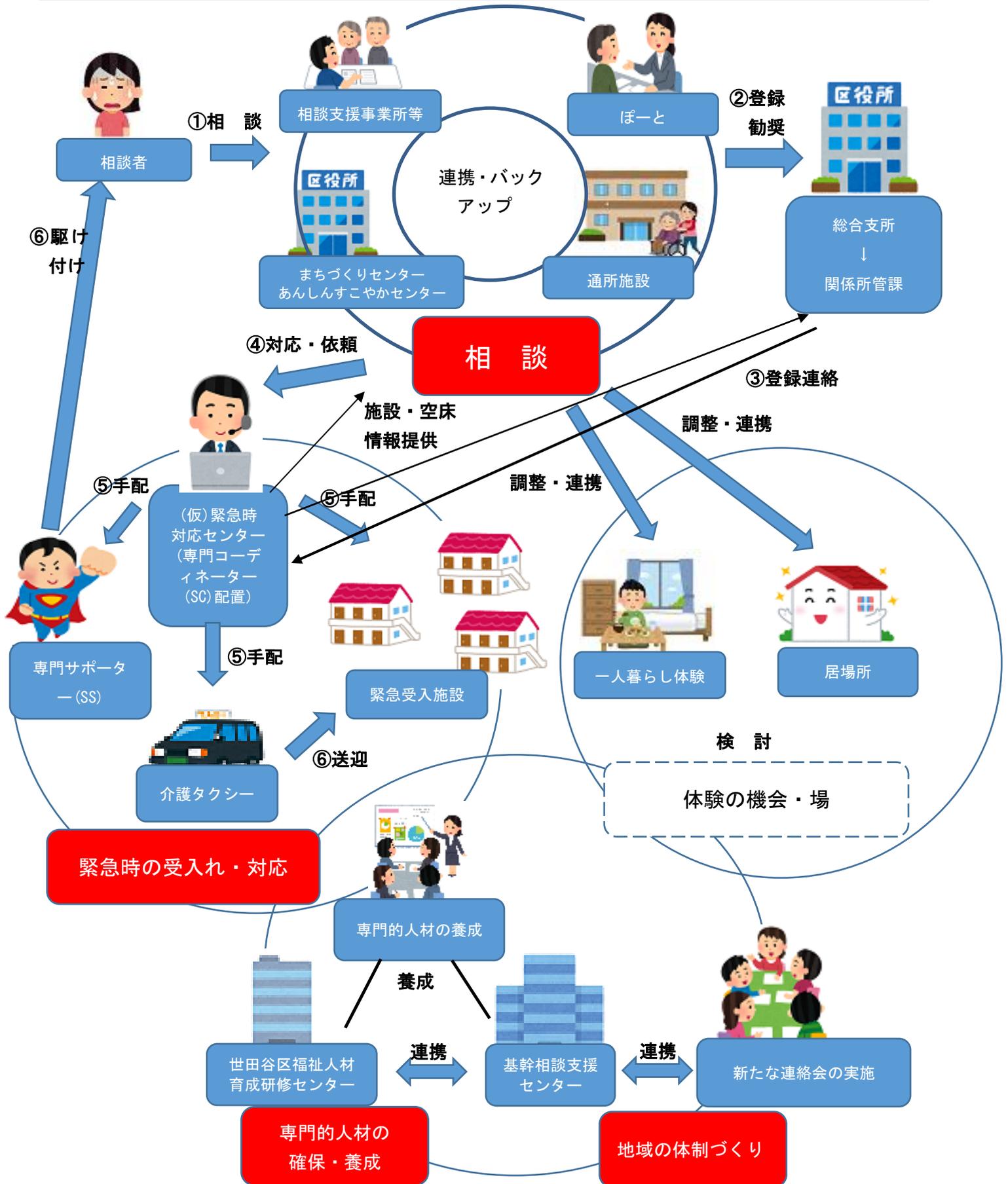
- ・緊急時対応センター委託料 7,164千円 (事前調整2か月分を含めて8か月分)
- ・専門サポーター派遣委託料 3,000千円 (6か月分)
- ・介護タクシー派遣委託料 106千円 (6か月分)
- ・関係者意見交換会謝礼 96千円

※歳入として、国の地域生活支援事業により2,531千円を見込んでいる。

6 今後のスケジュール (予定)

令和4年	3月	第1回定例会	地域保健福祉審議会 (検討状況、専門家会議 (素案))
	4月		福祉保健常任委員会 (素案)
	5月~6月		障害者団体、関係機関・事業者等意見交換、シンポジウム (素案)
	7月		専門家会議、自立支援協議会 (案)
	9月		福祉保健常任委員会 (案)
	10月		案に基づき重点地域での試行開始、評価検証
令和5年	1月		自立支援協議会 (試行状況、拠点機能の確認・合意)
	2月		福祉保健常任委員会
	3月		区決定
	4月以降		実施

世田谷区の地域生活支援拠点等の仕組みのイメージ図



障害者の地域生活支援機能の整備について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）

障害者の高齢化・重度化、親なき後の生活の安心を見据え、障害者や障害児の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者や障害児が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための支援機能をさらに強化する必要がある。障害当事者や家族、障害者団体等の意見からも、緊急時の相談支援や受入対応等の体制を構築することが求められており、また、事業所等の負担軽減も必要となっていることから、国における地域生活支援拠点等の整備事業を活用し、世田谷区の地域特性にあった地域生活支援機能について検討し整備する。

【国における地域生活支援拠点等の整備（概要）】

《求める機能》

- ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場
④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

《整備手法》 「多機能整備型（機能を1つの拠点に集約）」
「面的整備型（機能を持つ事業所が連携）」

【拠点等の整備に向けた区の現状】

- ・国が示す拠点等を構成する要素（5つの機能）は、一定程度揃ってきているが、拠点等の機能として不足する面もある。
- ・区は、人口規模や面積が大きいため、1つの拠点にすべてを集約して機能を発揮することは困難である。
- ・拠点として機能を発揮するための「担い手の見える化（役割分担）」や「コーディネーター機能」、「不足する機能」などを整理する必要がある。

◆拠点等の機能として想定される主な区内の施設・事業所等（令和3年4月現在）

機能名	想定施設・事業所等	箇所数	
相談	福祉の相談窓口	28 か所	
	相談支援事業所	47 か所	
	地域障害者相談支援センター	各地域1 か所	
	保健福祉センター（総合支所）	各地域1 か所	
	基幹相談支援センター	1 か所	
緊急時の受け入れ・対応	短期入所（なかまっち、東京リハビリテーションセンター世田谷、生活支援ホーム世田谷含む）	16 か所	内訳 世:2 北:3 玉:2 砧:7 烏:2
体験の機会・場	グループホーム	53 か所	内訳 世:12 北:7 玉:4 砧:8 烏:22
	日中活動系サービス事業所	102 か所	内訳 世:22 北:17 玉:24 砧:29 烏:10
	なかまっち、松原けやき寮	各1 か所	
専門的人材の確保・養成	福祉人材育成・研修センター	1 か所	
	基幹相談支援センター	1 か所	
地域の体制づくり	自立支援協議会	1 か所	
	エリア自立支援協議会	各地域1 か所	
	相談支援事業所	47 か所	
	短期入所施設	16 か所	

【地域生活支援機能の整備に向けた課題等】

- ・地域包括ケアの地区展開において、相談対応などにおける関係機関の日常的な協力関係は構築されてきているが、拠点の機能を確保するためには、更なる強化が求められる。
- ・短期入所施設では、緊急時の一時的な預かり機能はあるものの、介護者のレスパイト等を目的とした計画的な利用が中心となっており、緊急時のための空室確保や柔軟な対応が難しい状況にある。
- ・短期入所施設やグループホーム等の空き状況を一元的に把握する仕組みがないため、必要な都度、各施設に問い合わせる空き状況を確認しており、緊急な相談があった場合の対応に苦慮している。
- ・強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアなどの支援にあたっては、高度な専門性が必要となるため、支援スキルを備えた専門人材の養成の充実が必要となっている。

【障害当事者・家族、事業者等からの主な意見】

- ・急な困り事でも対応してくれる緊急短期入所施設を確実に利用できる仕組みが必要である。
- ・家族や支援者が一時的に介護できない場合、相談にワンストップで対応し、サポートしてもらえるコーディネーターが必要である。
- ・親亡き後を見据え、金銭管理を含めた仕組みが求められる。
- ・自分から意思表示できない知的障害者等を、地域で見守る体制づくりが不可欠ではないか。



【区における地域生活支援機能の考え方】

- ・区では、人口規模や面積が大きく、また地域資源も多いことから、1つの拠点にすべてを集約して機能を果たすことは難しい。このため、機能の仕組みの構築にあたっては、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、区等がネットワークを図り、重層的な支援体制を形成する面的な整備を行うことにより、「区内1カ所」の整備を目指すこととする。
- ・機能の確保にあたっては、地域単位での確保を基本としながら、障害の種別や専門性等に応じて、全区的にカバーする場合も含めて検討する。
- ・各地域において課題の抽出・整理を行い、方向性等を検討したうえで、令和4年度に重点的に取り組む地域（以下「重点地域」という。）を選定し、評価検証を行いながら、令和5年度以降に区内全地域へ展開していく。

各機能の検討状況【相談機能】

《各地域における相談機能の現状》

地域	基幹相談支援センター	地域障害者相談支援センター「ぽーと」	相談支援事業所	保健福祉センター	福祉の相談窓口	合計
世田谷	1 (梅ヶ丘)	1	10	1	7	86
北沢		1	12	1	6	
玉川		1	10	1	7	
砧		1	10	1	5	
烏山		1	5	1	3	
合計	1	5	47	5	28	86

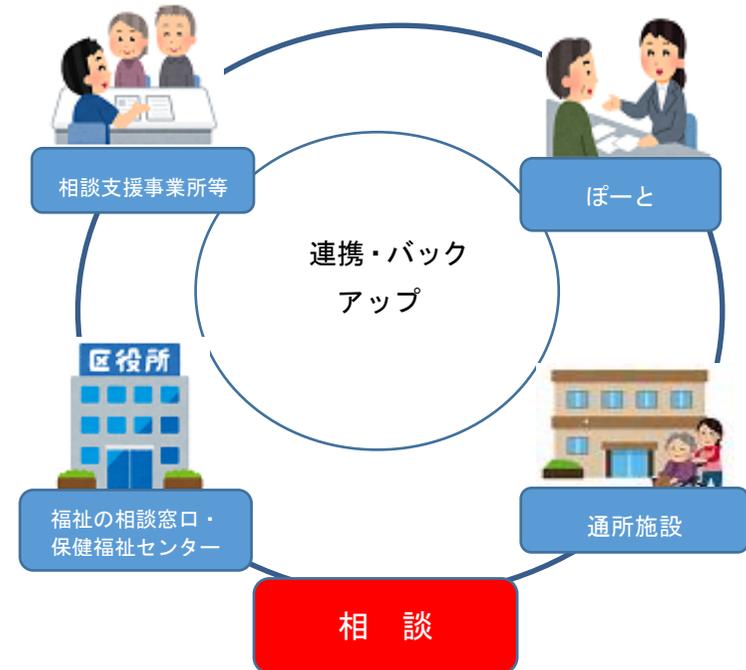
《地域生活支援機能の整備に向けた課題（相談機能）》

- ・相談支援事業者や地域障害者相談支援センター”ぽーと”等による日常的な相談対応が行われているが、緊急事態等の際に、障害特性に応じた短期入所施設や必要なサービス等をコーディネートする体制が十分でなく、ワンストップの相談対応の仕組みがない。
- ・日中だけでなく、休日・夜間における緊急対応についても、当事者や家族、障害者団体等から要望が出されている。

《課題解決に向けた方向性（相談機能）》※今後の議論で解決策として整理する。

- ・障害者や介護者の緊急事態等の際にワンストップの相談対応を行う「(仮)緊急時対応センター」の設置について検討している。このセンターには、短期入所施設等への受け入れなどサービス調整を行うための専門のコーディネーターを配置する。
- ・緊急時のコーディネート内容は、日中と休日・夜間とでは異なることから、令和4年度は日中における緊急対応の仕組みを構築し、5年度以降に、利用者や家族会等からの意見や対応状況を検証したうえで、休日・夜間への展開に向けた検討を行う。

相談機関	役割
基幹相談支援センター	区の障害者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、総合的な相談業務を行うほか、区内の相談支援事業者のネットワークの構築や専門人材の育成等を行う。
地域障害者相談支援センター「ぽーと」	相談支援の地域の核として各地域に設置し、障害者・児に関する相談に応じるとともに、情報提供や行政・福祉サービスの利用案内、サービスの利用支援等を行う。
相談支援事業所	障害者・児に関する様々な困り事について相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助等を行う。
保健福祉センター	区の機関であり、センター内に生活支援課、保健福祉課及び健康づくり課を配置し、生活相談や生活保護世帯への援助、高齢者や障害者への保健福祉サービスの相談、こころの健康相談など幅広い業務を行う。
福祉の相談窓口	28地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）と社会福祉協議会地区事務局が入り、3者が連携協力して、区民の様々な福祉に関する相談や社会資源の開発等に対応する。



各機能の検討状況【緊急時の受入・対応】

《各地域における緊急時の受入・対応機能の現状》

地域	東京リハビリテーションセンター世田谷	なかまっち	生活支援ホーム世田谷	短期入所	合計
世田谷	1 (梅ヶ丘)			2	
北沢				2	
玉川		1		1	
砧			1	6	
烏山				2	
合計	1	1	1	13	16

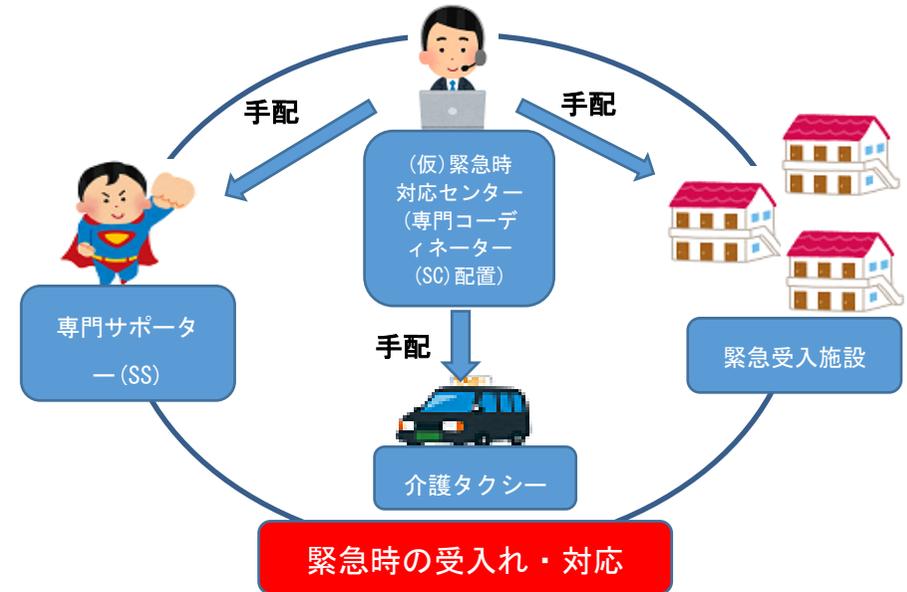
緊急時の受入・対応機関	役割
東京リハビリテーションセンター 障害者支援施設梅ヶ丘	短期入所を実施するほか、緊急短期入所も実施している。その他、生活介護や自立訓練、施設入所支援等も行っている。
区立身体障害者 自立体験ホームなかまっち	短期入所を実施するほか、緊急短期入所も実施している。その他、日中シートステイ事業も行っている。
生活支援ホーム世田谷	グループホームを実施するほか、短期入所に加え、緊急短期入所も実施している。その他、日中ショートステイ事業も行っている。
短期入所	在宅の障害者・児が保護者又は家族の疾病等により、一時的に介護を受けられない場合や、保護者の休養・本人の体験入所等の場合、一時的にサービスを提供する。

《地域生活支援機能の整備に向けた課題（緊急時の受入・対応機能）》

- ・ 障害者や介護者によって受け止め方が異なる「緊急時」の定義を定めたいえ、緊急時の受け入れ・対応について明確にする必要がある。
- ・ 重度障害者を含めて、常時の緊急受入体制を構築するため、短期入所施設における緊急時の受入枠を確保する必要がある。
- ・ 緊急時に、障害状況により移動が難しかったり、施設の受け入れ体制が整わなかったりするなど、短期入所施設の利用が難しい場合に、障害者の自宅での生活継続を支援する仕組みが必要である。

《課題解決に向けた方向性（緊急時の受入・対応機能）》※今後の議論で解決策として整理する。

- ・ 学識経験者や事業者、当事者と、緊急時の定義を含めて仕組みの検討を進めている。
- ・ 緊急時の受け入れに向けて、区内3か所（東京リハビリテーションセンター世田谷、なかまっち、生活支援ホーム世田谷）の短期入所施設との調整を行っている。
- ・ 短期入所施設の利用が難しい場合に、障害者の自宅で、介護等や見守り等のケアを行う「(仮)専門サポーター」の設置・派遣について検討している。



《各地域における地域の体制づくり機能の現状》

地域	自立支援協議会	エリア自立支援協議会	相談支援事業所	基幹相談支援センター	グループホーム	短期入所	日中活動支援系	合計
世田谷	1	1	10	1 (梅ヶ丘)	12	2	22	225
北沢		1	12		7	3	17	
玉川		1	10		4	2	24	
砧		1	10		8	7	29	
烏山		1	5		22	2	10	
合計	1	5	47	1	53	16	102	

《地域生活支援機能の整備に向けた課題（地域の体制づくり機能）》

- ・相談や緊急時の受入れに的確かつ迅速に対応するため、障害福祉サービス事業所、訪問看護等の介護サービス事業所、あんしんすこやかセンター等関係機関とのネットワークづくりを進める必要があることから、丁寧な働きかけが必要となる。
- ・事業所において拠点等の機能を担うためには、事業所内の運営規定に機能を位置づけ、区に届け出るなどの手続きが必要となる。
- ・拠点等の機能を担う事業所間が情報共有し、ネットワークを強化できる横の連携が図れる会議体の設置が必要となる。
- ・拠点等の機能に新たに参入を希望する事業所に対し、機能の確認や審議等を行う場が必要となる。

《課題解決に向けた方向性（地域の体制づくり機能）》※今後の議論で解決策として整理する。

- ・区内事業所への主旨説明文の発送や既存の事業所連絡会等への出席など、どのような周知方法があるか検討している。
- ・ぽーと会議の取組みを参考に、参加者の拡充や拠点等の機能を担う事業者で構成する新たな連絡会等の設立について検討していく。

地域の体制づくり機関	役割
自立支援協議会	法に基づき設置し、障害者が安心して地域で自立した生活を継続するための支援体制を推進するため、関係機関のネットワークの構築や情報共有、社会資源の開発等について協議する。
エリア自立支援協議会	自立支援協議会のもと、各地域の特性に応じて協議するため、総合支所ごとにエリア自立支援協議会を置く。
相談支援事業所	障害者・児に関する様々な困り事について相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助等を行う。
短期入所	在宅の障害者・児が保護者又は家族の疾病等により、一時的に介護を受けられない場合や、保護者の休養・本人の体験入所等の場合、一時的にサービスを提供する。

